

第 12 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年12月25日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 11番 飯尾 誠 委員
 - 12番 辻 和義 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和2年第12回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、11番 飯尾委員、12番 辻委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第6項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

15番 私があっせん委員長をしました第5項の案件につきまして、5町近くという面積の契約でございますが、実際に耕せる面積が3町6反7畝ということで、反当たりの金額に直しましたら地域の平均的な価格であると思われれます。以上です。

議長 他に、質問等、ご意見はございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第3項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項から第3項につきましては、後ほど議案第3号において農地法第3条による賃借権等設定の許可申請がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第3項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第3項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9番 先日、譲受人の所へ伺い、現地調査も行なってきました。お話を伺ったところ、
親戚間の贈与であり、既に周辺の畑を耕作しているため何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明
を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 この案件ですけれども、みなさんご存じだと思われませんが、8月の農地パトロールで見ていただいた土地でございます。譲渡人、譲受人に関しましては、先月の各部会において事務局から説明があったと思いますので省略いたします。売買金額につきましては、現地を見ていただいたのでわかると思いますが、ハウスが建った状態での売買ということです。それを考えますと地域に悪影響を及ぼすような金額ではありませんので、許可相当であると思われまます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。林委員から、調査報告をお願いいたします。

6 番 12月14日に借主よりお話を伺っております。議案第1号第1項に関連して出された案件で、借主は貸主の娘の夫ということで親戚間の賃貸借でございます。借主は今回申請した別の畑も貸主から賃貸借し、長く耕作しているため問題はないと思われまます。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長　　ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長　（議案第3号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長　　議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番　　12月17日に借主のお宅に行きまして、現地調査ということでお話を伺っており
ます。また、貸主につきましては、遠隔地にお住まいですので、時節柄、電話にてお
話を伺っております。貸主の親が昨年亡くなりまして、今回の貸主に所有権が移った
というお話でした。以前は使用貸借であったと聞いておりますが、持ち主が変わった
ことを契機に、賃貸借の3条による申請ということでお話を伺いました。賃貸料につ
きましては、大変、水はけもよい土地でありますので妥当な金額であると思われま
す。以上です。

議 長　　安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員　　（全員なし）

議 長　　議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員　　（全員異議なし）

議 長　　ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第3号第3項及び第4項については関連がありますの
で、一括して議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長　（議案第3号第3項及び第4項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長　　議案第3号第3項及び第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番　　12月16日にお宅に行きましてお話を伺っております。第3項につきましては、
親子間の使用貸借ということで3条に基づいたものだと伺っております。第4項につ
きましては、経営移譲に伴いまして、借主がお父様から息子さんへ変わるということ

で、金額等については以前と変わらないということで伺っております。妥当な金額であると思われま。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項及び第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項及び第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第5項及び第6項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第5項及び第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

議 長 議案第3号第5項及び第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 先週の19日に第5項の貸主であるお父様とお話をしてまいりました。町内でも有数のたまねぎの生産者であります。今回、息子さんに経営移譲をするということで、第5項は、親子間の使用貸借をするということで、問題なしと判断しております。また、第6項の件ですが、経営移譲に伴い、今までお父様が契約していた畑を今度は息子さんに借換えをして耕作していくということでございます。こちらも問題はないと思われま。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第5項及び第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項及び第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第7項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第7項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第7項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 この案件につきましては、以前から相談を受けていた案件でございます。貸主のお
孫さんが来年度から新規就農ということで畑を借りて営農していくという案件でござ
います。まだ26歳で労働力が一人ということですが、前に作付けをしていた
方が少し手伝いをしながらやっていくということもお伺いしておりますので、問題
はないと思われま
す。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第7項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第7項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の6ページから9ページのとおりでありま
す。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 この案件ですけれども、宅地周りの整理をしたいということで上がってきた案件で
ございます。「調査書」9ページの航空写真を見ていただければわかりますように、
白い太枠の所が今回の案件ですけれども、近隣の農地とは一段高い土地となっており
まして、農地としての利用は難しいというように判断してまいりました。ご覧のと
おり作業土場となっており、願出のとおりで問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の10ページから14ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。鈴木委員から調査報告をお願いいたします。

17番 12月1日に事務局とともに現地の確認をしてまいりました。車庫及び通路になっており、一部、農地として適さない場所があり、現況のとおりに地目を直したいということでございます。問題なしと思われれます。以上です。

議長 鈴木委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の15ページから18ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。松川委員から調査報告をお願いいたします。

3番 先ほど議案第3号第5項、第6項のほうで少しお話をしましたけれども、土地の所

有者は経営移譲をするとのこと。それに伴い、屋敷まわりの地目の整理をするということでございます。願出のとおり宅地であり、何ら問題はないと思われ。以上です。

議長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の19ページから23ページのとおりであります。利用状況は、宅地及び原野となっております。以上です。

議長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

4番 12月1日に事務局とともに現地調査をまいりました。この案件も経営移譲に伴いまして、宅地周りに農地として適さない状態である部分があるということで、改めて測量し、格納庫と通路の部分の申請が出ております。それと、もう1筆、住宅のずっと東のほうにカーブの道路がありまして、アールの外側の部分が三日月型に若干、農地として残っており、現状、木が生えているような状態でありましたのでそのことについて確認してまいりました。特段、問題はないと思われ。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第4項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第5項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第5項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の24ページから26ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から調査報告をお願いいたします。

8番 現地を確認してまいりました。場所は国道241号を挟んで道の駅の道路向かいの一角でございます。「調査書」の26ページを見ていただければわかりますとおり、区画された土地を現状のとおり宅地に地目変更ということで何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第4号第5項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第5項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項から第6項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第7項からご説明いたしますので、「議案書」14ページをご覧ください。

（議案第5号第7項から第14項朗読、説明）

以上、第1項から第14項までにつきましては、別添「調査書」27ページから

31ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第5号第1項から第14項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第14項について、決定いたします。
次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、帯広市のAさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、住吉地区のBさん(59歳)を選定いたしました。

第2項、然別地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた然別地区のDさん(38歳)、同じく然別地区のEさん(66歳)、同じく然別地区のFさん(35歳)、同じく然別地区のGさん(57歳)の4名を選定いたしました。

第3項、東京都新宿区のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた長流枝地区のIさん(38歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項から第3項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第3項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和2年第12回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時00分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年12月25日

議長 石川清光